

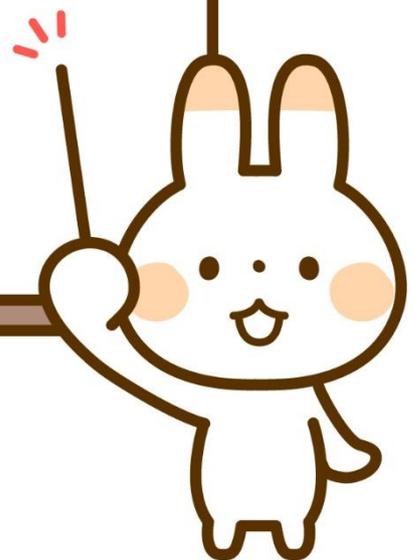
～議会基本条例って何だろう～

【押さえておきたい3つのポイント】

議会の基本事項を明文化

市民に対して積極的に情報公開・発信

市民のみなさんの市政への参加



— 呉市議会 —

令和8年1月

呉市議会基本条例を知ろう！



みなさんに
わかりやすく
説明します

条例の概要

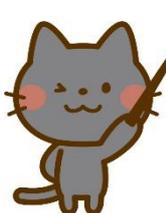
議会基本条例は、議会・議員のあるべき姿や議会運営に関する基本的事項を定めた呉市議会における最高規範といえるものです。

市民に対して積極的に情報の公開や発信を行い、市政への市民参加を推進することで、これまで以上に公正、透明で市民にわかりやすい開かれた議会を目指すため、平成22年6月に制定しました。

条例には、呉市議会が目指すべき大きな方向性が定めてあります。

条例の制定・施行までの経過

日付	内容
平成21年7月15日	議長から条例制定の検討を指示 議会運営委員会で検討スタート
平成21年12月9日	新たに議会基本条例検討部会を設置 〔座長：副議長 委員：各会派から1名ずつ選出〕 平成22年6月をめどに検討を行うことを決定
平成21年12月18日	1回目の議会基本条例検討部会を開催 今後のスケジュールを決定
平成22年1月25日 ） 平成22年5月17日	答申案を決定 計9回の協議
平成22年5月24日	議長へ答申
平成22年6月9日	議会基本条例検討部会が議員全員に対し説明会を開催
平成22年6月18日	6月定例会へ条例案を提出し、全会一致で可決
平成22年6月25日	呉市議会基本条例（平成22年6月25日条例第26号）の公布・施行



約1年かけて
つくったんだね

前文 ～呉市議会の決意～

条例に前文として、市民と議会・議会と市長の関係、議会運営等に関する基本的な考え方を定め、市民から信頼される議会に進化することを決意しています。

議会は、日本国憲法によって定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項に規定する議決事件にとどまらず、法律に反しない限り、議決すべき事件を定める権限等を有する。

平成12年4月に施行された地方分権一括法により機関委任事務が廃止され、国の地方への関与が大幅に見直された。これにより、地方公共団体は、自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を実践していくこととなり、議会の役割も一層重要なものとなった。

二元代表制の一翼を担う議会は、行政の事務執行を監視する機能と市民の意見を市政に反映させた政策の立案及び提言機能を十分に発揮し、地方公共団体の意思決定機関としての責任を果たさなくてはならない。

そのため、議会は、市民に対して積極的に情報の公開や発信を行うとともに、議会の報告会を始めとした市政への市民参加を推進し、公正・透明で市民に分かりやすい、開かれた議会の実現に今以上に取り組んでいく必要がある。

また、市民から厳粛な信託を受けた議員は、高潔な政治倫理を保持し、不断の自己研さんに努め、自らがくみ上げた市民の意見を議員間において自由に討議することで、市民全体の福祉の向上に資する最良の判断に至るよう、合意形成に努めていかななくてはならない。

呉市を取り巻く環境は、急激かつ斬新に変化しており、迅速・的確・柔軟に対応していくためには、議会及び議員自らが変革していく必要がある。

ここに、呉市議会は、市民と議会の関係や議会と市長の関係、議会運営等に関する基本理念を定めることにより、市民の厳粛な信託にこたえられる議会に進化することを決意し、この条例を制定する。

ちょっと教えて！

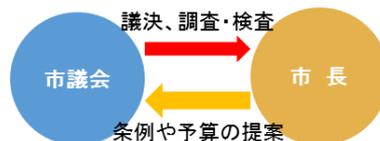


1 機関委任事務とは

地方公共団体の首長（都道府県知事、市町村長）等が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のことです。

平成12年の地方分権一括法により廃止されました。

2 二元代表制とは



住民が直接選挙で、首長と議会の議員を別々に選ぶ制度です。首長は予算提出権、執行権など、議会は監視機能や議決権などをそれぞれ持っています。

地方自治体では首長と議会が対等な関係にあり、議会は行政のチェック機関としての役割を持っているため、議会と首長は常に緊張関係を保っていきなくてはなりません。

第1章 目的 ～基本的事項の明確化～

条例の目的は「市民福祉の向上と市政の発展に寄与すること」。議会の活動原則、市民や市長との関係等の基本的事項を定めることにより、市民の信託にこたえる議会を実現し、その目的を達成しようということを定めています。

第2章 活動原則 ～議会・議員活動に必要な4つのこと～

議会・議員の活動原則、議長の責務、会派^{Q3}といったことについて、議会と議員の果たすべき役割やあるべき姿などについて定めています。

議会の活動4原則

- ①議会活動を積極的に公開すること
- ②議決の重みを認識し、市民に対してわかりやすい言葉で説明すること。
- ③市民意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- ④市民にわかりやすい議会運営を行うこと。

議員の活動4原則

- ①市民の幸せを目指すこと。
- ②市民のいろいろな意見などを的確に把握するよう努力すること。
- ③自らのレベルを上げること。
- ④議会はそれぞれが意見を述べ、話し合いによって決める場所であることを認識し、議員間における自由で充実した討議を積極的に行うこと。

ちょっと教えて！



3 会派

呉市議会では3人以上をもって会派を結成し、常任委員、各種委員の割り当て、あるいは議席の配置等を初め全ての議会運営に密接な関係を持つ議会内の交渉団体となります。

第3章 市民と議会 ～市民への情報公開～

市民に対して議会の情報を積極的に公開・発信することを定めています。

これに基づいて、市の課題を市民と意見を交換する議会報告会⁴、意見交換手続⁵を行っています。

また会議についても、傍聴はもちろんのこと、庁舎1階及び4階委員会室前でモニター中継を実施するとともに、会議録や議案に対する賛否の結果についてもホームページで公開しています。

ちょっと教えて！



4 議会報告会

議員個人ではなく、議会全体として議会活動等を説明するとともに、市民の意見を聴き、議会活動や市政に反映させることを目的としています。

5 意見交換手続

議会への市民参加を実現するための具体的な制度として、議会が市政に関する基本的な政策等を策定するに当たり、市民の意見を幅広く聴く機会として意見提案手続（パブリックコメント）を行うことができることを定めています。

平成25年6月に議会が制定した「呉市空き家等の適正管理に関する条例について」意見提案手続（パブリックコメント）を実施しました。

第4章 議会と市長等 ～議会と市長との関係～

一問一答方式⁶で質問ができること、市長等は議員に対して反問権⁷を使えること、重要な政策等が提案されたときは政策等の提案に至った経緯、理由、背景等について、詳細な資料を求めることなどを規定しています。

ちょっと教えて！



6 一問一答方式

以前は議員がまとめて質問をし、市長等がまとめてそれに答える一括質問方式で行われていましたが、傍聴者にわかりやすくするため、一つの質問に対してその都度一つずつ答えるという一問一答方式を採用しました。

7 反問権

市長ほか市の職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、議員に対し反問することができる権利のことです。

第5章 議員間の自由討議 ～自由討議と政策立案～

議会はそれぞれが意見を述べ、話し合いによって決める場所なので、議員相互の討議を積極的に行いながら、合意形成を図り、市政に関する重要な政策等に関して政策立案を推進するために政策研究会を開催することを規定しています。

ちょっと教えて！



8 政策研究会

政策研究会は、各会派等の政策責任者1名ずつで構成する会議です。委員長を副議長、副委員長を前副議長とし①意見書や決議の審査、②政策立案、③議会報告会の企画及び検証について協議しています。

第6章 委員会 ～議案審査の充実～

委員会や資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように定めています。また委員会の運営方針や、積極的に調査・研究を行うことにより審議を充実させるとともに、政策立案等を行うよう努めることを定めています。

委員会

- 常任委員会
総務委員会、民生委員会、文教企業委員会、産業建設委員会
- 特別委員会
総合交通対策特別委員会、総合スポーツセンター調査検討特別委員会、日鉄呉跡地活性化検討特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会
- 議会運営委員会

委員会でくわしく
審査するんだね



第7章 政務活動費 ～活用と透明性の確保～

政務活動費を政策立案のために活用することと、その使いみちを明らかにすることを定めています。

ちょっと教えて！



9 政務活動費

地方議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される費用で、呉市議会では月額5万円が支給されています。この政務活動費は、資料の作成費・購入費、研修会議費、活動旅費、消耗品・備品購入費など市政の課題、市民の思いを把握し、市政に反映させる活動等に要する経費に充てることができ、未使用の部分は年度末に全額返還しています。過去5年度分については、ホームページで確認できます。また領収書の写しも議会事務局で見ることができます。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備 ～広報の充実～

議員の政策立案能力の向上を目的とした議員研修会の開催、議会事務局の調査機能や法務機能の強化、必要な予算の確保、議会図書室の機能強化、議会広報の充実を規定しています。

議会広報

ホームページ



市議会の情報を迅速かつ詳細にお知らせしています。
<http://www.city.kure.lg.jp/site/gikai/>

モニター中継



議会の会議を庁内に設置したモニター（1階シビックホール及び4階議会ロビー）で放映しています。

市公式LINE

SNS広報の新しい取り組みとして平成28年度からフェイスブックの運用を開始しましたが、令和6年度からは、利用者の多い市公式LINEの活用に変更し、呉市議会に関するさまざまな情報発信を行っています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 ～市民の信託～

政治倫理の確立と向上に努めるとともに、議員定数及び議員報酬を変更するときには市民意見を聞いて、明確な改正理由をつけて変更案を提出することを規定しています。

議員定数・報酬

○議員定数

以前は人口によって定数が決まっていたが、現在は条例で定めることになっている。常に見直しを行っており、現在は32名であるが、次期改選期（令和9年）からは30名となっている。

○月額報酬

平成6年から現行のままで変わっていない。

議長：660,000円、副議長 600,000円、委員長：560,000円

副委員長：555,000円、議員 550,000円

《参考》市長部局（市の特別職の給与）

市長：1,034,000円、副市長：860,000円、教育長：740,000円



議員と市長は額が違うんだ

第10章 議会改革 ～開かれた議会の実現～

議会改革に不断に取り組むこと、議会基本条例が議会の最高規範であって、議会基本条例に反する条例や規則を制定してはならないことなどを規定しています。

議会改革項目

これまでに行った主な議会改革項目	
災害対応要領の作成	呉市議会基本条例に災害時の議会の対応について規定し、呉市議会における災害発生時の対応要領を規定
タブレット端末の導入	業務改善及び経費削減を図り、ペーパーレスを推進
議会ホームページへ議案、議案資料、委員会資料の掲載	議会の審議過程の見える化の推進のため、議案、議案資料、委員会資料をホームページに掲載
電子表決システムの導入	議会の審議過程の見える化の推進のため、本会議場に電子表決システムを導入
議会図書室への司書の配置	議会図書室の機能向上のため図書館司書を採用し、レファレンスサービス ¹⁰ を向上
「議事堂探訪ツアー」、 「教えて！呉市議会」の開催	議員が会議を行う本会議場、委員会室等の見学会や小学生を対象とした模擬議会等を開催
議長交際費を公開	月別で議長交際費の支出状況をホームページで公開
政務活動費の収支状況公開	収支報告一覧表、領収書、会計帳簿等をホームページ上で公開
議員が行った視察状況を公開	政務活動費、個人行政視察費を活用した視察状況をホームページで公開
委員会のインターネット中継の実施	本会議に加え、委員会のインターネット中継と録画映像の配信を実施
議会広報紙「チーム議会くれ」の発行	さらに開かれた議会を推進するため、議会広報紙を発行
議場コンサートの開催	市民により開かれた議会を目指し、呉鎮守府開庁130周年を記念して海上自衛隊呉音楽隊と呉市立呉高等学校吹奏楽部によるコンサートを開催
呉市議会YouTubeチャンネルの配信	より多くの方が議会情報を得られるようにするため、YouTubeで本会議（録画映像・字幕付き）を配信
呉市議会業務継続計画（議会BCP）の策定	災害時の対応並びに議会・議員としての役割などを定めた議会BCPを策定

ちょっと教えて！

10 レファレンスサービス

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務です。

「議会の見える化」、
「開かれた議会」を
進めています



※条例の全文は呉市議会のホームページをごらんください。

呉市議会

検索 

呉市議会事務局議事課 Tel.0823-25-3246
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号